



島根県報

令和2年3月24日（火）

号外第28号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【条 例】

島根県病院事業の設置等に関する条例及び島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	（総務課）	13
貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）	14
公立大学法人島根県立大学の役員等の損害賠償責任の一部免除に関する条例	（ 〃 ）	19
恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の恩給の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例	（人事課）	20
職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）	21
地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）	22
職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）	23
島根県部設置条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）	24
会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）	25
島根県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）	27
知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例	（ 〃 ）	30
島根県手数料条例の一部を改正する条例	（財政課）	32
島根県県税条例等の一部を改正する条例	（税務課）	37
島根県中山間地域研究センター条例の一部を改正する条例	（地域政策課）	41
水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例	（環境政策課）	42
島根県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例	（廃棄物対策課）	43
島根県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例	（地域福祉課）	44
島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	（青少年家庭課）	59
島根県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	（子ども・子育て支援課）	60
食品衛生法施行条例の一部を改正する条例	（薬事衛生課）	61
島根県動物の愛護及び管理に関する条例及び知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）	62
島根県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例	（畜産課）	65
島根県卸売市場条例及び島根県卸売市場審議会条例を廃止する条例	（しまねブランド推進課）	66
島根県漁港管理条例の一部を改正する条例	（漁港漁場整備課）	67
島根県県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例	（道路建設課）	68
島根県営住宅条例の一部を改正する条例	（建築住宅課）	70

県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例	(学 校 企 画 課)	72
教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例	(")	73
警察に関する手数料条例の一部を改正する条例	(警 察 本 部)	74
島根県議会委員会条例の一部を改正する条例	(議 員 提 出)	75

公布された条例等のあらまし

◇島根県病院事業の設置等に関する条例及び島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（条例第1号）

1 条例の概要

次に掲げる条例の引用する条項の整理

- (1) 島根県病院事業の設置等に関する条例
- (2) 島根県公営企業の設置等に関する条例

2 施行期日

令和2年4月1日から施行することとした。

◇貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例（条例第2号）

1 条例の概要

- (1) 林業就業促進資金関係（第2条関係）

林業就業促進資金に係る返還債務の免除の条件及び範囲を次のとおり追加することとした。

次に掲げる場合のいずれかに該当する場合（新規就業者がしまね林業士の資格（林業就業者の能力の向上及び処遇の改善に資するものとして知事が定める資格をいう。）を取得している場合に限る。）において、公益社団法人島根県林業公社（以下「公社」という。）が債務を免除したとき。

ア 新規就業者が公社から資金の貸付けを受けた日（以下「資金借受日」という。）から5年を経過する日以後において、認定事業主に雇用され林業に従事している場合 債務の全部

イ 認定事業主が資金借受日から5年を経過する日以後において、新規就業者を雇用している場合 債務の全部

- (2) 医学生地域医療奨学金関係（第2条関係）

医学生地域医療奨学金（鳥取大学医学部に在学する者のうち島根県卒として入学した者に貸与するものに限る。）に係る返還債務の免除の条件に、指定医療機関において臨床研修を受けることを追加することとした。

- (3) 研修医研修支援資金関係（第2条関係）

医学生地域医療奨学金等（以下「他の貸付金」という。）の貸付けを受けた者が、研修医研修支援資金の貸付けを受けた場合の研修医研修支援資金に係る返還債務の免除の条件及び範囲を次のとおり追加することとした。

ア 臨床研修医に対する貸付金の貸付けを受けた者が、臨床研修を修了した日の属する月の翌月に指定医療機関において後期研修を開始し、かつ、他の貸付金の返還債務の免除の条件に適合する日の属する月の翌月から引き続いて3年間指定医療機関において医師の業務に従事したとき。 債務の全部

イ 後期研修医に対する貸付金の貸付けを受けた者が、他の貸付金の返還債務の免除の条件に適合する日の属する月の翌月から引き続いて一定の期間特定地域医療機関において医師の業務に従事したとき。 債務の全部

ウ 臨床研修医に対する貸付金の貸付けを受けた者で、かつ、引き続いて後期研修医に対する貸付金の貸付けを受けたものが、他の貸付金の返還債務の免除の条件に適合する日の属する月の翌月から引き続いて一定の期間特定地域医療機関において医師の業務に従事したとき。 債務の全部

エ アからウまでの医師の業務の従事期間中に、業務上の事由により死亡したとき、又は業務上の事由に起因する心身の故障のためその業務に従事することができなくなったと認められるとき。 債務の全部

オ 他の貸付金の返還債務を免除されたとき（業務上の事由により死亡したとき、又は業務上の事由に起因する心身の故障のためその業務に従事することができなくなったと認められたときに限る。）。 債務の全部

2 施行期日

令和2年4月1日から施行することとした。

◇公立大学法人島根県立大学の役員等の損害賠償責任の一部免除に関する条例（条例第3号）

1 条例の概要

役員等の損害賠償責任に関して地方独立行政法人法に規定する条例で定める額は、基準報酬年額に、次に掲げる役員等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額とすることとした。（第3条関係）

- (1) 理事長又は副理事長 6
- (2) 理事 4
- (3) 監事又は会計監査人 2

2 施行期日

令和2年4月1日から施行することとした。

◇恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の恩給の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例（条例第4号）

1 条例の概要

引用する条項の整理

2 施行期日

漁業法等の一部を改正する等の法律の施行の日から施行することとした。

◇職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第5号）

1 条例の概要

特殊環境施設業務従事手当の支給対象公署の名称の改正（第13条関係）

改 正 前	改 正 後
宍道湖流域下水道管理事務所	宍道湖流域下水道事務所

2 施行期日

令和2年4月1日から施行することとした。

◇地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例（条例第6号）

1 条例の概要

- (1) 職員の退職手当に関する条例の一部改正（第2条関係）

職員の退職手当に関する条例の適用範囲に、地方公務員法に基づき臨時的に任用される職員に加え、その他の法令の規定により常時勤務に服することを要する地方公務員の代替として臨時的に任用される職員を追加することとした。

- (2) その他規定の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例（条例第7号）

1 条例の概要

週休日において特に勤務することを命ずる必要がある場合に、勤務日の勤務時間のうち当該勤務日に割り振ることをやめて当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることのできる時間として定めている4時間を人事委員会規則で定める時間に改正することとした。（第5条関係）

2 施行期日

令和2年4月1日から施行することとした。

◇島根県部設置条例の一部を改正する条例（条例第8号）

1 条例の概要

- (1) 広報部を廃止することとした。（第2条関係）
- (2) 政策企画局の所掌事務に次の事項を追加することとした。（第3条関係）
- ア 女性活躍の推進に関する事項
- イ 広聴及び広報に関する事項
- (3) 環境生活部の所掌事務のうち、男女共同参画社会の形成に関する事項を政策企画局の所掌事務とすることとした。（第3条関係）

2 施行期日

令和2年4月1日から施行することとした。

◇会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例（条例第9号）

1 条例の概要

- (1) 会計年度任用職員の報酬の上限額の改定（別表第1関係）

職員の種別	区分	改正前	改正後
一般業務に従事する者	日額	9,000円	9,100円
	月額	143,600円	144,800円
資格免許を要する業務及びそれに準ずる業務に従事する者	日額	9,900円	10,000円
	月額	158,000円	159,300円
調査研究業務に従事する者	日額	11,200円	11,600円
	月額	232,800円	234,000円
医療業務に従事する者	月額	174,400円	176,000円
相当の知識又は経験を必要とする業務に従事する者	月額	197,700円	199,200円
軽作業に従事する者	日額	6,000円	6,200円
	時間額	780円	800円

- (2) その他規定の整備

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第10号）

1 条例の概要

- (1) 次に掲げる事務は、知事が管理し、及び執行することとした。（本則関係）
- ア 島根県立美術館及び島根県立石見美術館の設置、管理及び廃止に関すること。
- イ 文化に関すること（文化財の保護に関するものを除く。）。
- (2) (1)に伴う次に掲げる条例の規定の整理

- ア 島根県立美術館条例
- イ 島根県芸術文化センター条例

2 施行期日

令和2年4月1日から施行することとした。

◇知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（条例第11号）

1 条例の概要

知事等の県に対する損害を賠償する責任を、知事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、知事等が賠償の責任を負う額から、次に掲げる知事等の区分に応じそれぞれ次に定める額を控除して得た額について免れさせるものとする。 (第3条関係)

- (1) 知事 普通地方公共団体の長等の基準給与年額に6を乗じて得た額
- (2) 副知事、教育長、教育委員会の委員、公安委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員又は海区漁業調整委員会の委員 普通地方公共団体の長等の基準給与年額に4を乗じて得た額
- (3) 人事委員会の委員、労働委員会の委員、収用委員会の委員、内水面漁場管理委員会の委員又は地方公営企業の管理者 普通地方公共団体の長等の基準給与年額に2を乗じて得た額
- (4) 警察本部長 地方警務官の基準給与年額に2を乗じて得た額
- (5) 警察本部長以外の地方警務官 地方警務官の基準給与年額
- (6) 職員 ((2)から(5)までに掲げる職員を除く。) 普通地方公共団体の長等の基準給与年額

2 施行期日

令和2年4月1日から施行することとした。

◇島根県手数料条例の一部を改正する条例 (条例第12号)

1 条例の概要

- (1) 毒物及び劇物取締法関係手数料 (別表26の項関係)

ア 毒物又は劇物の原体の製造業 (小分けのみを行うものを除く。) 又は輸入業の登録等に係る手数料の新設

手数料を納めなければならない者	手数料の額
登録を受けようとする者	27,200円
登録の更新を受けようとする者	10,200円
登録の変更を受けようとする者	5,200円

イ 毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録等の申請に係る経由に関する手数料の廃止

ウ 毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録票の書換え交付等に係る手数料の新設

手数料を納めなければならない者	手数料の額
登録票の書換え交付を受けようとする者	2,400円
登録票の再交付を受けようとする者	4,000円

エ その他規定の整理

- (2) 漁業法関係手数料 (別表42の項関係)

漁業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う規定の整備

- (3) 建築士法関係手数料 (別表60の項関係)

一級建築士事務所、二級建築士事務所及び木造建築士事務所の登録に係る手数料の額の改定

区 分	改正前	改正後
一級建築士事務所	15,000円	17,000円
二級建築士事務所又は木造建築士事務所	10,000円	12,000円

- (4) 都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料 (別表64の4の項関係)

低炭素建築物新築等計画の認定又は変更の認定を受けようとする場合において、共同住宅等又は住宅の用途に供する部分を有する建築物について、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令 (以下「省令」という。) に規定する共用部分を計算しない方法を用いて評価を行ったときは、共用部分の評価に係る手数料は、不要とすることとした。

- (5) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料 (別表64の5の項関係)

ア 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定（以下「認定」という。）を受けようとする場合において、共同住宅等又は複合建築物について、省令に規定する共用部分を計算しない方法を用いて評価を行ったときは、共用部分の評価に係る手数料は、不要とすることとした。

イ 共同住宅等又は複合建築物について、モデル住宅（国土交通省が外皮性能及び一次エネルギー消費量の算定に用いるべき標準的な住宅として認める住宅をいう。以下同じ。）を用いて評価を行う場合の認定に係る手数料の新設

区 分	手数料の額
住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	32,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、10,000円）
住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	56,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、20,000円）
住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	102,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、45,000円）
住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	149,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、77,000円）

ウ 一戸建ての住宅について、モデル住宅を用いて評価を行う場合の認定に係る手数料の新設

区 分	手数料の額
床面積の合計が200平方メートル未満のもの	18,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、5,000円）
床面積の合計が200平方メートル以上のもの	19,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、5,000円）

エ 引用する条項の整理

2 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日から施行することとした。ただし、1 の(2)については、漁業法等の一部を改正する等の法律の施行の日から施行することとした。

◇島根県県税条例等の一部を改正する条例（条例第13号）

1 条例の概要

(1) 改正の内容

ア 電気供給業のうち、小売電気事業等及び発電事業等に対する法人の事業税の課税方式及び税率を次のとおり改正することとした。

(ア) 資本金の額又は出資金の額 1 億円超の法人

改 正 前		改 正 後	
区 分	税 率	区 分	税 率
収入割	100分の1.0	収入割	100分の0.75
		付加価値割	100分の0.37
		資本割	100分の0.15

(イ) 資本金の額又は出資金の額 1 億円以下の法人等

改 正 前		改 正 後	
区 分	税 率	区 分	税 率
収入割	100分の1.0	収入割	100分の0.75
		所得割	100分の1.85

イ その他規定の整理

(2) 改正を要する条例

条 例 の 題 名	改正の内容
島根県県税条例	(1)のア及びイ
特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例	(1)のイ
島根県水と緑の森づくり税条例	(1)のイ

(3) この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が令和 2 年 3 月 31 日までに公布されないときは、その効力を失うこととした。（附則第 10 項関係）

(4) この条例は、(3)の場合を除き、改正法による改正後の法律の規定の内容が当該規定に対応するこの条例による改正後の条例の規定と異なることとなるときは、廃止するものとする事とした。（附則第 11 項関係）

2 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日から施行することとした。ただし、1 の(1)のイの一部については、令和 4 年 4 月 1 日から施行することとした。

◇島根県中山間地域研究センター条例の一部を改正する条例（条例第 14 号）

1 条例の概要

(1) 小会議室及び宿泊施設に係る使用料を廃止することとした。（別表第 1 関係）

(2) 第 2 研修室の使用料の額を次のとおり改定することとした。（別表第 1 関係）

区 分	改 正 前	改 正 後
午前 9 時から正午まで	1,680 円	1,920 円
午後 1 時から午後 5 時まで	2,240 円	2,560 円
午前 9 時から午後 5 時まで	4,480 円	5,120 円

2 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日から施行することとした。

◇水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第 15 号）

1 条例の概要

道路運送車両法の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整理

2 施行期日

道路運送車両法の一部を改正する法律の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。

◇島根県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例（条例第 16 号）

1 条例の概要

浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理士に浄化槽の保守点検の業務に関する研修を受けさせなければならないこととした。（第 10 条関係）

2 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日から施行することとした。

◇島根県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例（条例第 17 号）

1 条例の概要

無料低額宿泊所の設備及び運営に関し、次に掲げる事項に係る基準を定めることとした。

- (1) 配置する職員及びその員数
- (2) 居室の床面積
- (3) 利用者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連する事項
- (4) 利用定員
- (5) その他設備及び運営に関する事項

2 施行期日

令和2年4月1日から施行することとした。ただし、1の(1)、(2)、(4)及び(5)の一部については、令和4年4月1日から施行することとした。

◇島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第18号）

1 条例の概要

引用する条項の整理

2 施行期日

令和2年4月1日から施行することとした。

◇島根県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第19号）

1 条例の概要

幼保連携型認定こども園に配置すべき職員の員数に算入することができる副園長又は教頭の資格要件に係る特例の期間を5年間延長することとした。（附則第4項関係）

2 施行期日

令和2年4月1日から施行することとした。

◇食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（条例第20号）

1 条例の概要

- (1) 公衆衛生上講ずべき措置の基準に係る規定を削除することとした。
- (2) 危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を行う場合の届出に係る規定を削除することとした。
- (3) その他所要の経過措置を規定することとした。

2 施行期日

令和2年6月1日から施行することとした。

◇島根県動物の愛護及び管理に関する条例及び知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第21号）

1 条例の概要

(1) 島根県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正

ア 知事は、動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理員を置くこととした。（第23条第1項関係）

イ 動物愛護管理員は、獣医師等動物の適正な飼養及び保管に関し専門的な知識を有する職員のうちから知事が任命することとした。（第23条第2条関係）

ウ 引用する条項の整理

エ その他規定の整備

(2) 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正

ア 動物の愛護及び管理に関する法律及び島根県動物の愛護及び管理に関する条例に基づく事務のうち、次の事務を松江市に権限移譲することとした。（第2条の表第61号関係）

- (ア) 動物販売業者等の所有し、又は占有していた動物の種類ごとの数等の届出の受理
- (イ) 動物の管理方法等の改善の勧告又は必要な措置をとるべき旨の勧告に従わなかった旨の公表
- (ウ) 第一種動物取扱業者であった者に対する勧告
- (エ) (ウ)の勧告に係る措置をとるべき旨の命令
- (オ) 第一種動物取扱業者であった者からの報告の徴収又は立入検査
- (カ) 周辺的生活環境が損なわれている事態を生じさせている者に対する指導又は助言
- (キ) 動物の飼養又は保管をしている者からの報告の徴収又は立入検査

イ 引用する条項の整理

ウ その他規定の整理

2 施行期日

令和2年6月1日から施行することとした。

◇島根県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例（条例第22号）

1 条例の概要

家畜の注射に係る手数料の新設（別表第4関係）

注射の種類	手数料の額
豚熱ワクチン	1頭につき 200円

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県卸売市場条例及び島根県卸売市場審議会条例を廃止する条例（条例第23号）

1 条例の概要

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律の施行に伴い、島根県卸売市場条例及び島根県卸売市場審議会条例を廃止することとした。

2 施行期日

令和2年6月21日から施行することとした。

◇島根県漁港管理条例の一部を改正する条例（条例第24号）

1 条例の概要

県の管理する漁港施設（水域施設を除く。）の占用許可の期間の上限の改正（第12条関係）

改正前	改正後
1月（工作物の設置を目的とする占用にあっては3年）	10年

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例（条例第25号）

1 条例の概要

- (1) 自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分として、自転車通行帯を新たに規定し、これを設置する道路の要件を定めることとした。（第9条の2関係）
- (2) 自転車道を設置する道路の要件に、設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるものを追加することとし

た。(第11条関係)

(3) その他規定の整備

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県営住宅条例の一部を改正する条例(条例第26号)

1 条例の概要

(1) 県営住宅に優先的に入居できる世帯に多子世帯を追加することとした。(第8条関係)

(2) 県営住宅に入居する際に必要な連帯保証人に係る規定を削除することとした。(第10条・第11条関係)

(3) その他規定の整備

2 施行期日

令和2年4月1日から施行することとした。

◇県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例(条例第27号)

1 条例の概要

高等学校の教育職員等の定数の改正

区 分		改正前	改正後	増 減
高等学校	教育職員	1,568人	1,578人	10人
	事務職員及び技術職員	186人	186人	—
特別支援学校	教育職員	996人	1,017人	21人
	事務職員及び技術職員	80人	80人	—
小学校、中学校及び義務教育学校	教育職員	5,016人	5,033人	17人
	事務職員及び技術職員	355人	354人	△1人

2 施行期日

令和2年4月1日から施行することとした。

◇教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例(条例第28号)

1 条例の概要

(1) 教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法に規定する指針に基づき、教育職員のサービスを監督する教育委員会の定めるところにより行うものとする。 (第6条関係)

(2) その他規定の整理

2 施行期日

令和2年4月1日から施行することとした。

◇警察に関する手数料条例の一部を改正する条例(条例第29号)

1 条例の概要

引用する条項の整理

2 施行期日

令和2年4月1日から施行することとした。

◇島根県議会委員会条例の一部を改正する条例（条例第30号）

1 条例の概要

- (1) 広報部が廃止されることに伴い、総務委員会の所管から削除することとした。（第2条第1号関係）
- (2) 農水商工委員会の名称を農林水産商工委員会に改めることとした。（第2条第3号関係）

2 施行期日

令和2年4月1日から施行することとした。

島根県病院事業の設置等に関する条例及び島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 24 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第 1 号

島根県病院事業の設置等に関する条例及び島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(島根県病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 1 条 島根県病院事業の設置等に関する条例（昭和 41 年島根県条例第 61 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「第 243 条の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 2 第 8 項」に改める。

(島根県公営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第 2 条 島根県公営企業の設置等に関する条例（昭和 41 年島根県条例第 60 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第 243 条の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 2 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 24 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第 2 号

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還債務の免除に関する条例（昭和59年島根県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表林業就業促進資金の項中「次号から第 6 号まで」を「以下この項」に、

		<p>7 新規就業者が死亡した場合、又は心身に重度の障害を有することとなった場合 その他やむを得ない事由により林業に従事することができなくなったと認められる場合において、公社が債務を免除したとき。</p> <p>8 認定事業主が死亡した場合、又は災害、疾病その他やむを得ない事由により貸付金を返還することが著しく困難であると認められる場合において、公社が債務を免除したとき。</p>	<p>債務の全部 又は一部</p>
--	--	--	--------------------------------

を

		<p>7 次に掲げる場合のいずれかに該当する場合（新規就</p>	<p>債務の全部</p>
--	--	----------------------------------	--------------

		<p>業者がしまね林業士の資格 （林業就業者の能力の向上 及び処遇の改善に資するも のとして知事が定める資格 をいう。）を取得している 場合に限る。）において、 公社が債務を免除したと き。</p> <p>ア 新規就業者が資金借受 日から 5 年を経過する日 以後において、認定事業 主に雇用され林業に従事 している場合</p> <p>イ 認定事業主が資金借受 日から 5 年を経過する日 以後において、新規就業 者を雇用している場合</p>	
		<p>8 新規就業者が死亡した場 合、又は心身に重度の障害 を有することとなった場合 その他やむを得ない事由に より林業に従事することが できなくなったと認められ る場合において、公社が債 務を免除したとき。</p> <p>9 認定事業主が死亡した場 合、又は災害、疾病その他</p>	<p>債務の全部 又は一部</p>

		やむを得ない事由により貸付金を返還することが著しく困難であると認められる場合において、公社が債務を免除したとき。	
--	--	--	--

に改め、同表医学生地域医療奨学金の項免除の条件の欄第 4 号中「6 年間」を「、臨床研修を受け、かつ、その期間を含めて 6 年間」に改め、同表研修医研修支援資金の項免除の条件の欄第 1 号中「受けた者」の次に「（医学生地域医療奨学金、しまね医学生特別奨学金、緊急医師確保対策枠奨学金、特定診療科医師緊急養成奨学金又はへき地医療奨学金（貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例（平成18年島根県条例第17号）による改正前の貸付金の返還債務の免除に関する条例第 2 条の表に規定するへき地医療奨学金をいう。）（以下この項においてこれらを「他の貸付金」という。）の貸付けを受けた者（臨床研修を修了した日の属する月までに他の貸付金の返還に係る債務の免除の条件に適合していない者に限る。第 4 号において同じ。）を除く。）」を加え、同欄第 2 号中「受けた者」の次に「（他の貸付金の貸付けを受けた者（後期研修を修了した日の属する月までに他の貸付金の返還に係る債務の免除の条件に適合していない者に限る。第 5 号において同じ。）を除く。）」を、「とする。」の次に「第 5 号において同じ。」を加え、同欄第 3 号中「限る。」の次に「第 6 号において同じ。）（他の貸付金の貸付けを受けた者（当該後期研修医に対する貸付金の貸付けを受けた日の属する年度の末日までに他の貸付金の返還に係る債務の免除の条件に適合していない者に限る。第 6 号において同じ。）を除く。」を、「とする。」の次に「第 6 号において同じ。」を加え、同欄中第 4 号を削り、第 5 号を第 9 号とし、第 3 号の次に次の 5 号を加える。

- 4 臨床研修医に対する貸付金の貸付けを受けた者（他の貸付金の貸付けを受けた者に限る。第 8 号において「第 4 号対象者」という。）が、臨床研修を修了した日の属する月の翌月に（疾病、負傷その他やむを得ない事由があると認め

られる場合には、当該やむを得ない事由がやんだ後遅滞なく）指定医療機関において後期研修を開始し、かつ、他の貸付金の返還に係る債務の免除の条件に適合する日の属する月の翌月から引き続いて 3 年間（疾病、負傷その他やむを得ない事由があるため指定医療機関において医師の業務に従事することができなかった期間（指定医療機関の長の指示により指定医療機関以外の医療機関において医師の業務に従事する期間（以下この項において「指定医療機関以外従事期間」という。）が通算して 6 月以上となる場合であって、指定医療機関以外従事期間が通算して 6 月以上になることについてやむを得ない事由があると知事が認めたときにおける当該 6 月以上となる期間（以下この項において「6 月以上の指定医療機関以外従事期間」という。）を含む。）を除く。）指定医療機関において医師の業務に従事（指定医療機関以外従事期間のうち通算して 6 月未満までの期間に限り、指定医療機関において医師の業務に従事したものとみなす。）したとき（第 6 号に該当する場合を除く。）。

5 後期研修医に対する貸付金の貸付けを受けた者（他の貸付金の貸付けを受けた者に限る。第 8 号において「第 5 号対象者」という。）が、他の貸付金の返還に係る債務の免除の条件に適合する日の属する月の翌月から引き続いて一定の期間（疾病、負傷その他やむを得ない事由があるため特定地域医療機関において医師の業務に従事することができなかった期間（特定地域医療機関以外従事期間を含む。）を除く。）特定地域医療機関において医師の業務に従事したとき（次号に該当する場合を除く。）。

6 臨床研修医に対する貸付金の貸付けを受けた者で、かつ、引き続いて後期研修医に対する貸付金の貸付けを受けたもの（他の貸付金の貸付けを受けた者に限る。第 8 号において「第 6 号対象者」という。）が、他の貸付金の返還に係る債務の免除の条件に適合する日の属する月の翌月から引き続いて一定の期間（疾病、負傷その他やむを得ない事由があるため特定地域医療機関において医師の業務に従事することができなかった期間（特定地域医療機関以外従事期間を含む。）を除く。）特定地域医療機関において医師の業務に従事したとき。

7 次のアからオまでに掲げる期間中に、業務上の事由により死亡したとき、又

は業務上の事由に起因する心身の故障のためその業務に従事することができなくなったと認められるとき。

ア 第 1 号に規定する後期研修の期間

イ 第 1 号の 6 月以上の指定医療機関以外後期研修期間

ウ 第 2 号から前号までに規定する従事期間

エ 第 2 号、第 3 号、第 5 号又は前号の特定地域医療機関以外従事期間

オ 第 4 号の 6 月以上の指定医療機関以外従事期間

- 8 次のアからウまでに掲げる者が当該アからウまでに掲げる期間中に、他の貸付金の返還に係る債務を免除されたとき（業務上の事由により死亡したとき、又は業務上の事由に起因する心身の故障のためその業務に従事することができなくなったと認められたときに限る。）。

ア 第 4 号対象者 指定医療機関において後期研修を開始した月から他の貸付金の返還に係る債務の免除の条件に適合する日の属する月までの期間

イ 第 5 号対象者 後期研修を修了した日の属する月の翌月から他の貸付金の返還に係る債務の免除の条件に適合する日の属する月までの期間

ウ 第 6 号対象者 後期研修医に対する貸付金の貸付けを受けた日の属する年度の翌年度の 4 月から他の貸付金の返還に係る債務の免除の条件に適合する日の属する月までの期間

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に貸付けの決定を行った林業就業促進資金、医学生地域医療奨学金及び研修医研修支援資金については、なお従前の例による。

公立大学法人島根県立大学の役員等の損害賠償責任の一部免除に関する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 24 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第 3 号

公立大学法人島根県立大学の役員等の損害賠償責任の一部免除に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第19条の 2 第 4 項の規定に基づき、公立大学法人島根県立大学（以下この条において「法人」という。）の役員等の法人に対する損害を賠償する責任の一部免除について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等 法第19条の 2 第 1 項に規定する役員等をいう。
- (2) 基準報酬年額 地方独立行政法人法施行令（平成15年政令第486号）第 3 条の 2 第 1 項に規定する基準報酬年額をいう。

(法第19条の 2 第 4 項に規定する条例で定める額)

第 3 条 法第19条の 2 第 4 項に規定する条例で定める額は、基準報酬年額に、次の各号に掲げる役員等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

- (1) 理事長又は副理事長 6
- (2) 理事 4
- (3) 監事又は会計監査人 2

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の恩給の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 24 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第 4 号

恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の恩給の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例

恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の恩給の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例（昭和32年島根県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 3 項第10号中「第85条第 6 項に」を「第137条第 6 項に」に、「第109条において準用する同法第85条第 6 項」を「第151条において準用する同法第137条第 6 項」に、「第132条において準用する同法第85条第 6 項」を「第173条において準用する同法第137条第 6 項」に改める。

附 則

この条例は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）の施行の日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 24 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第 5 号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和46年島根県条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第13条第 1 項中「宍道湖流域下水道管理事務所」を「宍道湖流域下水道事務所」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 24 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第 6 号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成31年島根県条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条のうち職員の退職手当に関する条例（昭和29年島根県条例第 8 号）第 1 条の 2 第 1 項第 4 号の改正規定中「の規定により」を「その他の法令の規定により常時勤務に服することを要する地方公務員の代替として」に改める。

第10条のうち職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年島根県条例第 9 号）第 6 条第 1 項の改正規定の次に次のように加える。

第18条中「（平成15年島根県条例第 8 号）」を削る。

第10条のうち職員の育児休業等に関する条例第23条の表の改正規定の次に次のように加える。

第24条の表第26条の 2 の項中「第26条の 2 」を「第26条の 2 第 1 項」に改める。

第25条の表第20条の 3 の項中「第20条の 3 」を「第20条の 3 第 1 項」に改める。

第10条のうち職員の育児休業等に関する条例第29条第 2 項の改正規定中「削り」の次に「、「職員の休日及び休暇に関する条例」の次に「（昭和27年島根県条例第10号）」を」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 24 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第 7 号

職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間に関する条例（昭和 27 年島根県条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「4 時間」を「人事委員会規則で定める時間」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

島根県部設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 24 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第 8 号

島根県部設置条例の一部を改正する条例

島根県部設置条例（平成15年島根県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中 「総務部
 広報部」 を「総務部」に改める。

第 3 条の表政策企画局の項中第 3 号を第 5 号とし、第 2 号を第 3 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(4) 広聴及び広報に関する事項

第 3 条の表政策企画局の項第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 女性活躍の推進及び男女共同参画社会の形成に関する事項

第 3 条の表広報部の項を削り、同表環境生活部の項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 24 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第 9 号

会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例

会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例（平成31年島根県条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 及び別表第 2 を削る。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の 1 項を加える。

（単純労務職員に関する特例）

- 2 この条例に定める給与の種類及びその額を定めた基準は、当分の間、法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準について準用する。

附則の次に別表として次の 2 表を加える。

別表第 1（第 2 条関係）

職員の種別	日額（円）	月額（円）	時間額（円）
一般業務に従事する者	9,100	144,800	1,200
資格免許を要する業務及びそれに準ずる業務に従事する者	10,000	159,300	1,300
教育業務に従事する者		332,500	5,000
調査研究業務に従事する者	11,600	234,000	
医療業務に従事する者		176,000	18,000
相当の知識又は経験を必要とする業務に従事する者		199,200	
軽作業に従事する者	6,200		800

備考

- 1 この表に定める報酬の額は、通勤手当に相当する報酬の額及び時間外勤務手当に相当する報酬の額を含まない。
- 2 この表に定める報酬の額が最低賃金法（昭和34年法律第137号）第 3 条に規定する最低賃金額を下回る場合における第 2 条第 1 項の規定の適用については、同項中「別表第 1 に定める職員の種別に対応する額」とあるのは、「最低賃金法（昭和34年法律第137号）第 3 条に規定する最低賃金額を基準として知事が定める額」とする。

別表第 2（第 2 条関係）

勤務態様	支給単位
日を単位とする勤務	日
日又は時間を単位としない勤務	月
時間を単位とする勤務	時間

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 24 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第 10 号

島根県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例の一部を改正する条例

島根県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例（平成31年島根県条例第10号）の一部を次のように改正する。

本則中「同項第 2 号」を「次」に改め、本則に次の各号を加える。

- (1) 島根県立美術館及び島根県立石見美術館の設置、管理及び廃止に関すること。
- (2) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。
- (3) 文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際本則第 1 号及び第 3 号に規定する事務に係る法令、条例、教育委員会規則その他の規程（以下この項において「法令等」という。）の規定に基づき教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下この項及び附則第 4 項において「施行日」という。）前に法令等の規定に基づき教育委員会に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、知事がした処分その他の行為又は知事に対してなされた申請その他の行為とみなす。

（島根県立美術館条例の一部改正）

- 3 島根県立美術館条例（平成16年島根県条例第50号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「教育委員会（以下「委員会」という。）」を「知事」に改める。

第 5 条第 4 号中「委員会」を「知事」に改める。

第 6 条第 1 項中「委員会」を「知事」に改め、同条第 2 項中「教育委員会規則」を「規則」に、「委員会が」を「知事が」に、「委員会に」を「知事に」に改める。

第 7 条中「委員会」を「知事」に改める。

第 8 条中「教育委員会規則」を「規則」に、「委員会に」を「知事に」に改める。

第 9 条から第 12 条までの規定中「委員会」を「知事」に改める。

第 14 条第 1 号中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第 18 条、第 19 条ただし書、第 23 条第 1 項ただし書及び第 24 条第 2 項中「委員会」を「知事」に改める。

第 25 条（見出しを含む。）、別表第 1 備考第 2 号及び第 3 号並びに別表第 2 備考第 1 号中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

別表第 4 中「教育委員会規則」を「規則」に、「委員会が」を「知事が」に改める。

別表第 5 中「委員会」を「知事」に改める。

（島根県立美術館条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の島根県立美術館条例第 24 条第 2 項の規定により任命された島根県立美術館協議会の委員である者（以下この項において「旧委員」という。）は、施行日に、前項の規定による改正後の島根県立美術館条例第 24 条第 2 項の規定により島根県立美術館協議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第 4 項の規定にかかわらず、施行日における旧委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

（島根県芸術文化センター条例の一部改正）

- 5 島根県芸術文化センター条例（平成 16 年島根県条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「及び教育委員会（以下「知事等」という。）」を削る。

第 6 条第 5 号中「知事等」を「知事」に改める。

第 7 条第 1 項中「知事等」を「知事」に改め、同条第 2 項中「及び教育委員会規則（以下「規則等」という。）」を削り、「知事等」を「知事」に改める。

第 8 条中「知事等」を「知事」に改める。

第 9 条中「規則等」を「規則」に、「知事等」を「知事」に改める。

第 10 条中「又は教育委員会」を削る。

第 11 条第 1 項中「知事等」を「知事」に改め、「若しくは教育委員会」を削り、同条第 2 項中「又は教育委員会」を削り、同条第 3 項中「知事等」を「知事」に改める。

第 12 条第 3 項及び第 13 条第 1 項ただし書中「又は教育委員会」を削る。

第 15 条第 1 号中「規則等」を「規則」に改める。

第 21 条及び第 22 条ただし書中「教育委員会」を「知事」に改める。

第 27 条第 1 項ただし書中「又は教育委員会」を削る。

第 29 条中「規則等」を「規則」に改める。

別表第 2 中「教育委員会規則」を「規則」に、「教育委員会が」を「知事が」に改める。

別表第 3 中「教育委員会」を「知事」に改める。

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 24 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第 11 号

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、知事等の損害賠償責任の一部免責について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 知事等 地方自治法第 243 条の 2 第 1 項に規定する普通地方公共団体の長等をいう。
- (2) 普通地方公共団体の長等の基準給与年額 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 173 条第 1 項第 1 号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。
- (3) 地方警務官の基準給与年額 地方自治法施行令第 173 条第 1 項第 2 号に規定する地方警務官の基準給与年額をいう。

(知事等の損害賠償責任の一部免責)

第 3 条 知事等の県に対する損害を賠償する責任を、知事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、知事等が賠償の責任を負う額から、次の各号に掲げる知事等の区分に応じ当該各号に定める額を控除して得た額について免れさせるものとする。

- (1) 知事 普通地方公共団体の長等の基準給与年額に 6 を乗じて得た額
- (2) 副知事、教育長、教育委員会の委員、公安委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員又は海区漁業調整委員会の委員 普通地方公共団体の長等の基準給与年額に 4 を乗じて得た額
- (3) 人事委員会の委員、労働委員会の委員、収用委員会の委員、内水面漁場管

理委員会の委員又は地方公営企業の管理者 普通地方公共団体の長等の基準
給与年額に 2 を乗じて得た額

- (4) 警察本部長 地方警務官の基準給与年額に 2 を乗じて得た額
- (5) 警察本部長以外の地方警務官 地方警務官の基準給与年額
- (6) 職員（第 2 号から前号までに掲げる職員を除く。） 普通地方公共団体の
長等の基準給与年額

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

島根県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 24 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第 12 号

島根県手数料条例の一部を改正する条例

島根県手数料条例（平成12年島根県条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表26の項を次のように改める。

26 毒物及び 劇物取締法 関係手数料	(1) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下この項において「法」という。）第 4 条第 1 項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録を受けようとする者	27,200円
	(2) 法第 4 条第 1 項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録を受けようとする者	14,700円
	(3) 法第 4 条第 3 項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の更新を受けようとする者	10,200円
	(4) 法第 4 条第 3 項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録の更新を受けようとする者	6,400円
	(5) 法第 8 条第 1 項第 3 号の規定に基づく毒物劇物取扱者試験を受けようとする者	10,500円
	(6) 法第 9 条第 1 項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の変更を受けようとする者	5,200円
	(7) 毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号）第35条の規定に基づく毒物又	2,400円

	は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録票の書換え交付を受けようとする者	
(8)	毒物及び劇物取締法施行令第36条の規定に基づく毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録票の再交付を受けようとする者	4,000円

別表42の項を次のように改める。

42 漁業法関係手数料	(1) 漁業法（昭和24年法律第267号。以下この項において「法」という。）第57条第1項の規定に基づく5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る許可を受けようとする者	2,900円
	(2) 法第58条において準用する法第47条の規定に基づく5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る許可内容の変更の許可を受けようとする者	2,400円
	(3) 法第69条第1項の規定に基づく漁業権の免許を受けようとする者	3,700円
	(4) 法第72条第6項の規定に基づく漁業権共有の認可を受けようとする者	3,700円
	(5) 法第76条第1項の規定に基づく漁業権の分割又は変更の免許を受けようとする者	2,500円
	(6) 法第78条第2項の規定に基づく個別漁業権を目的とする抵当権設定の認可を受けようとする者	1,200円
	(7) 法第79条第1項ただし書の規定に基づく	1,200円

	個別漁業権移転の認可を受けようとする者 (8) 法第88条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づく休業中の漁業の許可を受けようとする者	2,500円
--	---	--------

別表60の項第4号ア中「15,000円」を「17,000円」に改め、同号イ中「10,000円」を「12,000円」に改める。

別表64の4の項第1号ウ(イ)中「場合」の次に「（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年^{経済産業省}令第1号。以下この項において「省令」^{国土交通省}という。）第4条第3項第1号に規定する数値を用いて評価を行う場合に限る。））」を加え、同項第2号ウ(ウ)中「場合」の次に「（省令第4条第3項第1号に規定する数値を用いて評価を行う場合に限る。））」を加える。

別表64の5の項第1号ア中「平成28年^{経済産業省}令第1号。を削り、同項第^{国土交通省}」

6号ア(ウ)c中「第9号において同じ。」を削り、「及び次号」を「、次号及び第9号」に改め、同項第9号ア中「又は(ウ)」を「、(ウ)又は(ウ)」に改め、同号ア(ウ)中「第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)」を「第1条第1項第2号イ(3)及び同号ロ(3)」に改め、同号ア(ウ)を同号ア(ウ)とし、同号ア(ウ)の次に次のように加える。

(ウ) 当該建築物の住宅部分について省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及び同号ロ(2)の基準を用いて評価を行う場合 a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	32,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっ
---	-----------------------------

	ては、10,000 円)
b 住宅部分の床面積の合計が300 平方メートル以上2,000平方メー トル未満のもの	56,000円（住 宅基準適合証 等の提出があ る場合にあっ ては、20,000 円)
c 住宅部分の床面積の合計が2,000 平方メートル以上5,000平方メー トル未満のもの	102,000円（住 宅基準適合証 等の提出があ る場合にあっ ては、45,000 円)
d 住宅部分の床面積の合計が5,000 平方メートル以上のもの	149,000円（住 宅基準適合証 等の提出があ る場合にあっ ては、77,000 円)

別表64の5の項第9号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 認定を受けようとする建築物が一戸 建ての住宅で省令第1条第1項第2号 イ(2)(i)及び同号ロ(2)の基準を用いて評 価を行う場合	
㉞ 床面積の合計が200平方メートル	18,000円（住

未満のもの	宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円)
(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	19,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円)

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表42の項の改正規定は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）の施行の日から施行する。

島根県県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 24 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第 13 号

島根県県税条例等の一部を改正する条例

(島根県県税条例の一部改正)

第 1 条 島根県県税条例（昭和51年島根県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第16条第 1 項中「第 3 項」を「第 4 項」に改め、同条第 2 項中「電気供給業」の次に「（小売電気事業等（法第72条の 2 第 1 項第 3 号に規定する小売電気事業等をいう。次項において同じ。）及び発電事業等（同号に規定する発電事業等をいう。次項において同じ。）を除く。）」を加え、同条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 電気供給業のうち、小売電気事業等及び発電事業等に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

(1) 法第72条の 2 第 1 項第 3 号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

- ア 各事業年度の収入金額に100分の0.75の税率を乗じて得た金額
- イ 各事業年度の付加価値額に100分の0.37の税率を乗じて得た金額
- ウ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.15の税率を乗じて得た金額

(2) 法第72条の 2 第 1 項第 3 号ロに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

- ア 各事業年度の収入金額に100分の0.75の税率を乗じて得た金額
- イ 各事業年度の所得に100分の1.85の税率を乗じて得た金額

附則第15項中「同条第 3 項第 2 号」を「同条第 4 項第 2 号」に改める。

第 2 条 島根県県税条例の一部を次のように改正する。

第19条第 1 項中「若しくは個別帰属益金額及び個別帰属損金額」を削る。

附則第 7 項中「及び各連結事業年度分」を削る。

附則第 8 項中「又は個別帰属法人税額」を削る。

附則第 9 項中「各事業年度分の法人税割額を申告納付すべき法人にあっては

法第52条第2項第1号に掲げる日、各連結事業年度分の法人税割額を申告納付すべき法人にあっては同項第3号に掲げる日」を「法第52条第2項第1号に掲げる法人にあっては同号に定める日、法第52条第2項第2号に掲げる法人にあっては同号に定める日」に改める。

附則第10項中「又は個別帰属法人税額」を削る。

附則第11項中「又は連結事業年度」及び「又は個別帰属法人税額」を削る。

(特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部改正)

第3条 特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例（昭和48年島根県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第1項中「連結親法人（）」を「通算親法人（）」に、「連結親法人を」を「通算親法人を」に、「当該連結親法人」を「当該通算親法人」に、「連結完全支配関係」を「通算完全支配関係」に、「連結子法人（）」を「通算子法人（）」に、「連結子法人を」を「通算子法人を」に、「連結親法人若しくはその連結子法人」を「通算親法人若しくはその通算子法人」に改める。

第4条及び第7条第1項中「連結親法人若しくは当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人」を「通算親法人若しくは当該通算親法人による通算完全支配関係にある通算子法人」に、「連結親法人若しくはその連結子法人」を「通算親法人若しくはその通算子法人」に改める。

(島根県水と緑の森づくり税条例の一部改正)

第4条 島根県水と緑の森づくり税条例（平成16年島根県条例第77号）の一部を次のように改正する。

第4条中「若しくは各連結事業年度」を削り、「第52条第2項第4号」を「第52条第2項第3号」に、「同条の表」を「同条第1項の表」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第2条、第3条及び第4条（島根県水と緑の森づくり税条例第4条の改正規定中「若しくは各連結

事業年度」を削り、「第52条第2項第4号」を「第52条第2項第3号」に改める部分に限る。附則第8項及び第9項において同じ。）の規定は、令和4年4月1日から施行する。

（事業税に関する経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の島根県県税条例第16条第2項及び第3項の規定は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の島根県県税条例（附則第5項において「4年新条例」という。）第19条第1項の規定は、附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日（以下「一部施行日」という。）以後に開始する事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が一部施行日前に開始した事業年度を除く。）に係る法人の事業税について適用する。
- 4 一部施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が一部施行日前に開始した事業年度を含む。）に係る法人の事業税については、第2条の規定による改正前の島根県県税条例（附則第6項において「4年旧条例」という。）第19条第1項の規定は、なおその効力を有する。

（県民税に関する経過措置）

- 5 4年新条例附則第7項から第11項までの規定は、一部施行日以後に開始する事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が一部施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の県民税について適用する。
- 6 一部施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が一部施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の県民税及び一部施行日前に開始した連結事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が一部施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の県民税については、4年旧条例附則第7項から第11項までの規定は、なおその効力を有する。

（特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

7 第 3 条の規定による改正前の特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例第 1 条の 2 第 1 項に規定する地域内又は同条例第 4 条若しくは第 7 条第 1 項に規定する区域内において、当該各条に規定する連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、当該各条に規定する製造の事業等の用に供するため、一部施行日前に当該各条の規定に該当する設備を新設し、又は増設した場合については、なお従前の例による。

(島根県水と緑の森づくり税条例の一部改正に伴う経過措置)

8 第 4 条の規定による改正後の島根県水と緑の森づくり税条例第 4 条の規定は、一部施行日以後に開始する事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が一部施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の県民税について適用する。

9 一部施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が一部施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の県民税及び一部施行日前に開始した連結事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が一部施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の県民税については、第 4 条の規定による改正前の島根県水と緑の森づくり税条例第 4 条の規定は、なおその効力を有する。

(この条例の失効等)

10 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 号。次項において「改正法」という。）が令和 2 年 3 月 31 日までに公布されないときは、その効力を失う。

11 この条例は、前項の場合を除き、改正法による改正後の法律の規定の内容が当該規定に対応するこの条例による改正後の条例の規定の内容と異なることとなるときは、廃止するものとする。

島根県中山間地域研究センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 24 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第 14 号

島根県中山間地域研究センター条例の一部を改正する条例

島根県中山間地域研究センター条例（平成14年島根県条例第61号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 の表第 2 研修室の項中「1,680円」を「1,920円」に、「2,240円」を「2,560円」に、「4,480円」を「5,120円」に改め、同表小会議室の項を削る。

別表第 1 の 2 の表を削り、別表第 1 の 3 の表を別表第 1 の 2 の表とする。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 24 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第 15 号

水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例

水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例（昭和 48 年島根県条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 大型特殊自動車分解整備事業に係る特定事業場の項中「大型特殊自動車分解整備事業」を「大型特殊自動車特定整備事業」に改め、同表備考 2 中「大型特殊自動車分解整備事業」を「大型特殊自動車特定整備事業」に、「自動車分解整備事業の」を「自動車特定整備事業の」に改める。

附 則

この条例は、道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第 14 号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

島根県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 24 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第 16 号

島根県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

島根県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年島根県条例第39号）の一部を次のように改正する。

第10条に次の 1 項を加える。

- 3 浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、浄化槽管理士に浄化槽の保守点検の業務に関する研修を受けさせなければならない。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

島根県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 24 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第 17 号

島根県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 基本方針（第 3 条）

第 3 章 設備及び運営に関する基準（第 4 条—第 31 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）

第 2 条第 3 項第 8 号に規定する生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業（以下「無料低額宿泊事業」という。）を行う施設（以下「無料低額宿泊所」という。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（無料低額宿泊所の範囲）

第 2 条 無料低額宿泊所は、次に掲げる要件を満たすものとする。ただし、他の法令により必要な規制が行われている等事業の主たる目的が、生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させるものでないことが明らかである場合は、この限りでない。

(1) 次に掲げる要件のいずれかを満たすものであること。

ア 入居の対象者を生計困難者に限定していること（明示的に限定していない場合であっても、生計困難者に限定して入居を勧誘していると認められる場合を含む。）。

イ 入居者の総数に占める生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者（ウ及び第 26 条第 11 号において「被保護者」という。）の数の割合が、おおむね 50 パーセント以上であり、居室の利用に係

る契約が建物の賃貸借契約以外の契約であること。

ウ 入居者の総数に占める被保護者の数の割合が、おおむね50パーセント以上であり、利用料（居室使用料及び共益費を除く。）を受領してサービスを提供していること（人的関係、資本関係等において当該施設と密接な関係を有する者がサービスを提供する場合を含む。）。

(2) 居室使用料が無料又は生活保護法第 8 条に規定する厚生労働大臣の定める基準（同法第11条第 1 項第 3 号の住宅扶助に係るものに限る。）に基づく額以下であること。

第 2 章 基本方針

第 3 条 無料低額宿泊事業は、入居者が地域において自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、現に住居を求めている生計困難者につき、無料又は低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要なサービスを適切かつ効果的に行うものでなければならない。

2 無料低額宿泊事業を営む者（以下「事業者」という。）は、入居者の意思及び人格を尊重して、常に当該入居者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

3 事業者は、無料低額宿泊所が基本的に一時的な居住の場であることに鑑み、入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、当該入居者が独立して日常生活を営むことができるか常に把握しなければならない。

4 事業者は、独立して日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、当該入居者の希望、退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、当該入居者の円滑な退居のための必要な援助に努めなければならない。

5 事業者は、地域との結び付きを重視した運営を行い、関係都道府県及び市町村（特別区を含む。第14条第 6 項において同じ。）、生計困難者の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

第 3 章 設備及び運営に関する基準

(構造設備等の一般原則)

第 4 条 無料低額宿泊所の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入居者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(設備の専用)

第 5 条 無料低額宿泊所の設備は、専ら当該無料低額宿泊所の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に提供するサービスに支障がない場合には、この限りでない。

(職員等の資格要件)

第 6 条 無料低額宿泊所の長（以下「施設長」という。）は、法第19条第 1 項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業等に 2 年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 事業者は、無料低額宿泊所の職員（以下単に「職員」という。）（施設長を除く。）が、できる限り法第19条第 1 項各号のいずれかに該当する者となるよう努めるものとする。

3 職員（施設長を含む。第21条を除き、以下同じ。）その他の無料低額宿泊所の運営に携わる者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者であってはならない。

(運営規程)

第 7 条 事業者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員
- (4) 入居者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策

(7) その他施設の運営に関する重要事項

2 事業者は、前項に規定する運営規程を定め、又は変更したときは、知事に届け出なければならない。

(非常災害対策)

第 8 条 事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。

2 事業者は、その立地条件を踏まえた非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

3 事業者は、非常災害に備えるため、少なくとも 1 年に 1 回以上、定期的に避難及び救出の訓練その他の必要な訓練を行わなければならない。

(記録の整備)

第 9 条 事業者は、無料低額宿泊所の設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。

2 事業者は、入居者に提供するサービスの状況に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(1) 提供した具体的なサービスの内容等の記録

(2) 第 30 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録

(3) 第 31 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(規模)

第 10 条 無料低額宿泊所は、5 人以上の人員を入居させることができる規模を有するものでなければならない。

(サテライト型住居の設置)

第 11 条 事業者は、本体となる施設（入居定員が 5 人以上 10 人以下のものに限る。以下この条において「本体施設」という。）と一体的に運営される附属施設であって、利用期間が原則として 1 年以下のもの（入居定員が 4 人以下のものに限る。以下「サテライト型住居」という。）を設置することができる。

- 2 事業者は、サテライト型住居を設置する場合は、本体施設からおおむね20分で移動できる範囲等、入居者へのサービス提供に支障がない場所に設置するものとする。
- 3 一の本体施設に附属することができるサテライト型住居の数は、次の各号に掲げる職員配置の基準に応じ、それぞれ当該各号に定める数とする。
- (1) 第 6 条第 1 項及び第 3 項の要件を満たす者が施設長のみ 4 以下
 - (2) 第 6 条第 1 項及び第 3 項の要件を満たす者が施設長のほか 1 人以上 8 以下
- 4 サテライト型住居を設置する場合の無料低額宿泊所の入居定員の合計は、次の各号に掲げる職員配置の基準に応じ、それぞれ当該各号に定める人数とする。
- (1) 第 6 条第 1 項及び第 3 項の要件を満たす者が施設長のみ 20 人以下
 - (2) 第 6 条第 1 項及び第 3 項の要件を満たす者が施設長のほか 1 人以上 40 人以下
- 5 事業者は、サテライト型住居を設置する場合は、当該サテライト型住居について、第 9 条各項に規定する記録のほか、第20条の規定による状況把握の実施に係る記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(設備の基準)

第12条 無料低額宿泊所の建物は、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び消防法（昭和23年法律第186号）の規定を遵守するものでなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、事業者は、消火器の設置、自動火災報知設備等の無料低額宿泊所の防火に係る設備の整備に努めなければならない。
- 3 無料低額宿泊所には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、法第62条第 1 項に規定する社会福祉施設その他の施設の設備を利用することにより、当該無料低額宿泊所の効果的な運営を期待することができる場合であって、入居者に提供するサービスに支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

- (1) 居室

- (2) 炊事設備
- (3) 洗面所
- (4) 便所
- (5) 浴室
- (6) 洗濯室又は洗濯場

4 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 居室

ア 一の居室の定員は、1 人とすること。ただし、入居者がその者と生計を一にする配偶者その他の親族と同居する等、2 人以上で入居させることがサービスの提供上必要と認められる場合は、この限りでない。

イ 地階に設けてはならないこと。

ウ 一の居室（収納設備を除く。）の床面積は、7.43平方メートル以上とすること。ただし、地域の事情によりこれにより難しい場合にあっては、4.95平方メートル以上とすること。

エ 居室の扉は、堅固なものとし、居室ごとに設けること。

オ 出入口は、屋外、廊下又は広間のいずれかに直接面して設けること。

カ 各居室の間仕切壁は、堅固なものとし、天井まで達していること。

(2) 炊事設備 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

(3) 洗面所 入居定員に適したものを設けること。

(4) 便所 入居定員に適したものを設けること。

(5) 浴室

ア 入居定員に適したものを設けること。

イ 浴槽を設けること。

(6) 洗濯室又は洗濯場 入居定員に適したものを設けること。

5 無料低額宿泊所には、必要に応じ、次に掲げる設備その他の施設の円滑な運営に資する設備を設けなければならない。

(1) 共用室

(2) 相談室

(3) 食堂

6 第 2 項から前項までの規定は、サテライト型住居ごとの設備の基準について準用する。

(職員配置の基準)

第13条 無料低額宿泊所に置くべき職員の員数は、入居者の数及び提供するサービスの内容に応じた適当数とし、そのうち 1 人は施設長としなければならない。

2 当該無料低額宿泊所が生活保護法第30条第 1 項ただし書に規定する日常生活支援住居施設（以下この項及び第16条において「日常生活支援住居施設」という。）に該当する場合は、前項の規定にかかわらず、日常生活支援住居施設としての職員配置の要件を満たさなければならない。

(入居申込者に対する説明、契約等)

第14条 事業者は、居室の利用その他のサービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入居申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制、当該サービスの内容及び費用その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行うとともに、居室の利用に係る契約及びそれ以外のサービスの提供に係る契約をそれぞれ文書により締結しなければならない。

2 前項の契約を締結し、又は当該契約を更新する場合には、契約期間（1年以内のものに限る。ただし、居室の利用に係る契約については、建物の賃貸借契約（借地借家法（平成 3 年法律第90号）第38条の規定による定期建物賃貸借を除く。）の場合は、1年とする。）及び解約に関する事項を定めなければならない。

3 第 1 項の規定により契約を締結し、又は当該契約を更新する場合には、入居申込者に対し、保証人を立てさせてはならない。

4 第 2 項の解約に関する事項には、入居者が解約を申し入れたときは、速やかに当該契約を終了する旨を定めなければならない。

5 第 2 項の解約に関する事項には、入居者の権利を不当に狭めるような条件を

定めてはならない。

- 6 事業者は、第 2 項の契約期間が満了する前に、あらかじめ入居者の意向を確認するとともに、法第14条の規定により都道府県又は市町村が設置する福祉に関する事務所（第26条第11号において「福祉事務所」という。）等の関係機関（第15条第 3 項において「福祉事務所等」という。）と、当該入居者が継続して無料低額宿泊所を利用する必要性について協議しなければならない。
- 7 事業者は、入居申込者から申出があった場合には、第 1 項に規定する重要事項を記した文書の交付に代えて、当該文書に記すべき重要事項（第 2 項に規定する契約期間及び解約に関する事項を含む。以下この条において同じ。）を電子情報処理組織（事業者の使用に係る電子計算機と、入居申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続したものをいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、事業者は、あらかじめ当該入居申込者に対し、次に掲げる方法のうち事業者が使用するもの及びファイルへの記録の方法を示し、その承諾を得なければならない。
 - (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの
 - ア 事業者の使用に係る電子計算機と入居申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - イ 事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された当該文書に記すべき重要事項を電気通信回線を通じて入居申込者の閲覧に供し、当該入居申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）
 - (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに当

該文書に記すべき重要事項を記録したものを交付する方法

- 8 前項各号に掲げる方法は、入居申込者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。
- 9 第 7 項の規定により当該文書に記すべき重要事項を提供したときは、事業者は、当該文書を交付したものとみなす。
- 10 第 7 項の規定による承諾を得た後、当該入居申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、事業者は、当該文書に記すべき重要事項を電磁的方法によって提供してはならない。ただし、当該入居申込者が再び同項の申出をし、かつ、承諾をした場合は、この限りでない。

(入退居)

第15条 事業者は、入居予定者の入居に際しては、その者の心身及び生活の状況等の把握に努めなければならない。

- 2 事業者は、入居者の心身の状況、入居中に提供することができるサービスの内容等に照らし、無料低額宿泊所において日常生活を営むことが困難と認められる入居者に対し、その者の希望、その者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の状態に適合するサービスに関する情報の提供を行うとともに、他の適切なサービスを受けることができるよう必要な援助に努めなければならない。
- 3 事業者は、入居者の退居に係る援助に際しては、福祉事務所等、相談等の支援を行う保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。

(利用料の受領)

第16条 事業者は、入居者から利用料として、次に掲げる費用を受領することができる。

- (1) 食事の提供に要する費用
- (2) 居室使用料
- (3) 共益費

- (4) 光熱水費
- (5) 日用品費
- (6) 基本サービス費
- (7) 入居者が選定する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用
(当該無料低額宿泊所が日常生活支援住居施設である場合に限る。次項第 7 号において同じ。)

2 前項各号に掲げる利用料の基準は、次のとおりとする。

- (1) 食事の提供に要する費用 食材費及び調理等に関する費用に相当する金額とすること。
- (2) 居室使用料
 - ア 当該無料低額宿泊所の整備に要した費用、修繕費、管理事務費、地代に相当する額等を基礎として合理的に算定された金額とすること。
 - イ アに規定する金額以外に、敷金、権利金、謝金等の金品を受領しないこと。
- (3) 共益費 共用部分の清掃、備品の整備等の共用部分の維持管理に要する費用に相当する金額とすること。
- (4) 光熱水費 居室及び共用部分に係る光熱水費に相当する金額とすること。
- (5) 日用品費 入居者本人が使用する日用品の購入費に相当する金額とすること。
- (6) 基本サービス費 入居者の状況把握等の業務に係る人件費、事務費等に相当する金額とすること。
- (7) 入居者が選定する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用 人件費、事務費等（前号の基本サービス費に係るものを除く。）に相当する金額とし、日常生活支援住居施設として受領する委託費を除くこと。

(サービス提供の方針)

第17条 事業者は、入居者の健康保持に努めるほか、当該入居者が安心して生き生きと明るく生活できるよう、その心身の状況及び希望に応じたサービスの提供を行うとともに、生きがいをもって生活できるようにするための機会を適切

に提供しなければならない。

- 2 事業者は、無料低額宿泊所全体が入居者にとって一つの住居であることに鑑み、入居者が共用部分を円滑に使用できるよう配慮した運営を行わなければならない。
- 3 事業者は、プライバシーの確保に配慮した運営を行わなければならない。
- 4 事業者は、入居者に対するサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、当該入居者に対し、サービスの提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

(食事)

第18条 事業者は、入居者に食事を提供する場合は、その量及び栄養並びに当該入居者の心身の状況及び嗜好^しを考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

(入浴)

第19条 事業者は、入居者に対し 1 日に 1 回の頻度で入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、あらかじめ、当該入居者に対し当該事情の説明を行うことにより、1 週間に 3 回以上の頻度とすることができる。

(状況の把握)

第20条 事業者は、原則として 1 日に 1 回以上、居室への訪問等の方法により入居者の状況を把握しなければならない。

(施設長の責務)

第21条 施設長は、職員の管理、入退居に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 施設長は、職員にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(職員の責務)

第22条 職員は、入居者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行わなければならない。

(勤務体制の確保等)

第23条 事業者は、入居者に適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務体制を整備しなければならない。

2 事業者は、職員の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

3 事業者は、労働に関する法令の規定を遵守するとともに、職員の待遇の向上に努めなければならない。

(定員の遵守)

第24条 事業者は、入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第25条 事業者は、入居者の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、無料低額宿泊所において感染症若しくは食中毒又は害虫が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(日常生活に係る金銭管理)

第26条 入居者の金銭の管理は、当該入居者本人が行うことを原則とする。ただし、金銭の適切な管理を行うことに支障がある入居者であって、事業者による金銭の管理を希望するものに対し、次に掲げるところにより事業者が日常生活に係る金銭を管理することを妨げない。

- (1) 成年後見制度その他の金銭の管理に係る制度をできる限り活用すること。
- (2) 事業者が管理する金銭は、当該入居者に係る金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「金銭等」という。）であって、日常生活を営むために必要な金額に限ること。
- (3) 金銭等を事業者が有する財産と区分すること。
- (4) 金銭等は、当該入居者の意思を尊重して管理すること。
- (5) 第14条第1項に規定する契約とは別に、当該入居者の日常生活に係る金銭

等の管理に係る事項のみを内容とする契約を締結すること。

- (6) 金銭等の出納を行う場合は、職員が 2 人以上で確認を行う等の適切な体制を整備すること。
- (7) 入居者ごとに金銭等の収支の状況を明らかにする帳簿を整備するとともに、収支の記録について定期的に入居者本人に報告すること。
- (8) 入居者が退居する場合には、速やかに管理する金銭等を当該入居者に返還すること。
- (9) 金銭等の詳細な管理の方法、入居者本人に対する収支の記録の報告の方法等について管理規程を定めること。
- (10) 前号の管理規程を定め、又は変更したときは、知事に届け出ること。
- (11) 入居者が被保護者である場合は、当該入居者と金銭等の管理に係る契約を締結し、又は変更したときは、関係福祉事務所の長にその旨を報告すること。
- (12) 金銭等の管理の状況について、知事の求めに応じて速やかに報告できる体制を整備すること。

(掲示及び公表)

第27条 事業者は、入居者の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他入居者のサービスの選択に資すると認められる事項を掲示しなければならない。

2 事業者は、運営規程を公表するとともに、毎会計年度終了後 3 月以内に、貸借対照表、損益計算書等の収支の状況に係る書類を公表しなければならない。

(秘密保持等)

第28条 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者の秘密を漏らすてはならない。

2 事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(広告)

第29条 事業者は、無料低額宿泊所について広告をする場合においては、その内

容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(苦情への対応)

第30条 事業者は、その提供したサービスに関する入居者の苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 事業者は、その提供したサービスに関し、知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 事業者は、知事からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を知事に報告しなければならない。
- 5 事業者は、法第83条に規定する運営適正化委員会が行う法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(事故発生時の対応)

第31条 事業者は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに知事、当該入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 事業者は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第11条及び第12条第6項の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(居室に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）第5条の規定による

改正前の法（次項において「旧法」という。）第69条第1項の規定による届出がなされている無料低額宿泊事業の用に供されている建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、第12条第4項第1号ア及びエからカまでの規定は、施行日以後3年間は、適用しない。

3 この条例の施行の際現に旧法第69条第1項の規定による届出がなされている建物であって、平成27年6月30日において無料低額宿泊事業の用に供されていた建物（基本的な設備が完成しているものを含み、同年7月1日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室のうち、第12条第4項第1号ウに規定する基準を満たさないものについては、同号ウの規定にかかわらず、当分の間、次に掲げる事項を満たすことを条件として、無料低額宿泊所としての利用に供することができる。

- (1) 一の居室（収納設備等を除く。）の床面積が、3.3平方メートル以上であること。
 - (2) あらかじめ、入居予定者に対し、居室の床面積が第12条第4項第1号ウに規定する基準を満たさないことを記した文書を交付して説明を行い、承諾を得ること。
 - (3) 入居者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けること。
 - (4) 共用室を設けること。
 - (5) 知事と協議の上、居室の床面積の改善についての計画（次号において「改善計画」という。）を作成し、知事に提出すること。
 - (6) 改善計画に基づき、段階的かつ計画的に第12条第4項第1号ウに規定する基準を満たすよう必要な改善を行うこと。
- 4 前項の建物については、同項第6号の規定による必要な改善が図られない限り、新たな居室を増築することはできない。

島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 24 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第 18 号

島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年島根県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第29条第 1 項第 4 号ア中「第12条の 3 第 2 項第 4 号」を「第12条の 3 第 2 項第 6 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

島根県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 24 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第 19 号

島根県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

島根県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年島根県条例第46号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項中「5 年間」を「10年間」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 24 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第 20 号

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例（平成11年島根県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

第 2 条 削除

第 2 条の 2 を削る。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 削除

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号。以下この項及び次項において「改正法」という。）附則第 5 条に規定する改正法第 1 条の規定による改正前の食品衛生法（昭和22年法律第233号）第50条第 2 項の規定により定められた基準は、この条例による改正前の食品衛生法施行条例（次項において「旧条例」という。）第 2 条及び別表第 1 の規定による基準とする。

3 旧条例第 2 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定による届出については、改正法附則第 5 条及び前項の規定により、この条例の施行の日から起算して 1 年間は、なお従前の例による。

島根県動物の愛護及び管理に関する条例及び知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 24 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第 21 号

島根県動物の愛護及び管理に関する条例及び知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(島根県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正)

第 1 条 島根県動物の愛護及び管理に関する条例 (平成18年島根県条例第21号)

の一部を次のように改正する。

目次中「第24条」を「第25条」に、「第 7 章 罰則 (第25条—第30条)」を「第 7 章 罰則 (第26条—第31条)」に改める。

附則

第 2 条第 2 号中「第26条第 1 項」を「第25条の 2」に改める。

第 9 条中「法第27条第 1 項第 1 号」を「法第27条第 1 項第 2 号」に改め、「又は第 4 号」及び「若しくは第 3 号」を削り、「「第27条第 1 項第 1 号」を「「第27条第 1 項第 2 号」に改める。

第22条第 1 項中「調査させ」を「検査させ」に改め、同条第 2 項中「関係者に」を「関係者の請求があったときは、」に改める。

第30条を第31条とする。

第29条中「第25条」を「第26条」に改め、同条を第30条とし、第25条から第28条までを 1 条ずつ繰り下げる。

第 6 章中第24条を第25条とし、第23条を第24条とし、第22条の次に次の 1 条を加える。

(動物愛護管理員)

第23条 知事は、法第37条の 3 第 1 項の規定により、動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理員を置く。

2 動物愛護管理員は、獣医師等動物の適正な飼養及び保管に関し専門的な知識を有する職員のうちから知事が任命する。

(知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第 2 条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年島根県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表第61号左欄の(10)中「第24条の 4」を「第24条の 4 第 1 項」に改め、同欄の(13)中「第22条の 6 第 2 項」を「第21条の 5 第 2 項」に、「犬猫等販売業者の所有していた犬猫等」を「動物販売業者等の所有し、又は占有していた動物」に改め、同欄の(14)中「第22条の 6 第 3 項」を「第22条の 6」に改め、同欄の(15)中「第24条の 4」を「第24条の 4 第 1 項」に改め、同欄の(77)中「第23条第 3 項」を「第24条第 3 項」に改め、同欄中(77)を(83)とし、(57)から(76)までを(63)から(82)までとし、同欄の(56)中「(57)から(61)まで」を「(63)から(67)まで」に改め、同欄中(56)を(62)とし、(25)から(55)までを(31)から(61)までとし、(31)の前に次のように加える。

(30) 法第25条第 5 項の規定による動物の飼養又は保管をしている者からの報告の徴収又は立入検査

第 2 条の表第61号左欄の(24)中「第25条第 3 項」を「第25条第 4 項」に改め、同欄中(24)を(29)とし、同欄の(23)中「第25条第 2 項」を「第25条第 3 項」に改め、同欄中(23)を(28)とし、同欄の(22)中「第25条第 1 項」を「第25条第 2 項」に改め、同欄中(22)を(27)とし、(27)の前に次のように加える。

(26) 法第25条第 1 項の規定による周辺的生活環境が損なわれている事態を生じさせている者に対する指導又は助言

第 2 条の表第61号左欄中(21)を(25)とし、(20)を(24)とし、同欄の(19)中「第24条の 2」を「第24条の 2 の 2」に改め、同欄中(19)を(23)とし、(23)の前に次のように加える。

(20) 法第24条の 2 第 1 項の規定による第一種動物取扱業者であった者に対する勧告

(21) 法第24条の 2 第 2 項の規定による第一種動物取扱業者であった者に対する勧告に係る措置をとるべき旨の命令

(22) 法第24条の 2 第 3 項の規定による第一種動物取扱業者であった者からの報告の徴収又は立入検査

第 2 条の表第 61 号左欄の(18)中「第 24 条の 4」を「第 24 条の 4 第 1 項」に改め、同欄中(18)を(19)とし、同欄の(17)中「第 23 条第 3 項（法第 24 条の 4）」を「第 23 条第 4 項（法第 24 条の 4 第 1 項）」に改め、同欄中(17)を(18)とし、(16)の次に次のように加える。

(17) 法第 23 条第 3 項（法第 24 条の 4 第 1 項において準用する場合を含む。）

の規定による勧告に従わなかった旨の公表

附 則

この条例は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

島根県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 24 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第 22 号

島根県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例

島根県家畜保健衛生所条例（昭和44年島根県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 中 7 の項を 8 の項とし、 3 の項から 6 の項までを 1 項ずつ繰り下げ、
2 の項の次に次のように加える。

3 豚熱ワクチン	1 頭につき	200円
----------	--------	------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県卸売市場条例及び島根県卸売市場審議会条例を廃止する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 24 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第 23 号

島根県卸売市場条例及び島根県卸売市場審議会条例を廃止する条例

(島根県卸売市場条例の廃止)

第 1 条 島根県卸売市場条例（昭和46年島根県条例第43号）は、廃止する。

(島根県卸売市場審議会条例の廃止)

第 2 条 島根県卸売市場審議会条例（昭和46年島根県条例第44号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 2 年 6 月 21 日から施行する。

島根県漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 24 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第 24 号

島根県漁港管理条例の一部を改正する条例

島根県漁港管理条例（昭和34年島根県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第12条第 3 項中「第 1 項の」の次に「規定による」を加え、「1 月（工作物の設置を目的とする占有にあっては 3 年）」を「10年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 24 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第 25 号

島根県県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例

島根県県道の構造の技術的基準等を定める条例（平成 24 年島根県条例第 50 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「停車帯」の次に「、自転車通行帯」を加え、同条第 5 項中「の車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第 7 条第 2 項中「副道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第 9 条の次に次の 1 条を加える。

（自転車通行帯）

第 9 条の 2 自動車及び自転車の交通量が多い第三種又は第四種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路（自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

第 11 条第 1 項中「又は第四種の道路」を「（第四級及び第五級を除く。次項に

において同じ。)又は第四種(第三級及び第四級を除く。同項において同じ。)の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」に改め、同条第2項中「道路(」を「道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの(」に改める。

第12条第1項中「自転車道」の次に「又は自転車通行帯」を加える。

第13条第1項中「自転車道」の次に「若しくは自転車通行帯」を加える。

第34条第3号中「車道」の次に「(自転車通行帯を除く。)」を加える。

第43条中「第9条第1項」の次に「、第11条第1項及び第2項」を加える。

第44条第1項及び第2項中「第9条」の次に「、第9条の2第3項」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に新設又は改築の工事中の第三種又は第四種の県道については、この条例による改正後の島根県県道の構造の技術的基準等を定める条例第9条の2並びに第11条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

島根県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 24 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第 26 号

島根県営住宅条例の一部を改正する条例

島根県営住宅条例（昭和34年島根県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 3 項中第 9 号を第10号とし、第 3 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 18歳未満の児童 3 人以上と生計を一にする者

第10条第 1 項第 1 号中「次に掲げる条件を具備する者で知事が適当と認める連帯保証人 1 人の連署する」を削り、同号ア及びイを削り、同条第 3 項中「第 1 項第 1 号の規定による請書に連帯保証人の連署を必要としないこととし、又は同項第 2 号」を「第 1 項第 2 号」に改める。

第11条第 3 項中「次の各号に掲げる条件を具備する者で知事が適当と認める連帯保証人 1 人の連署する」を削り、同項各号を削り、同条中第 4 項を削り、第 5 項を第 4 項とする。

第16条第 1 項中「（畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。）は」を「は、知事がその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして定めるものを除き」に改め、同条第 3 項中「第 1 項に規定する」を「県営住宅等の」に、「同項」を「第 1 項」に改める。

第17条に次の 1 号を加える。

(3) 前条第 1 項において県が負担することとされているもの以外の県営住宅等の修繕に要する費用

第29条第 2 項中「第16条第 1 項」を「第17条第 3 号」に改める。

附 則

（施行期日）

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の島根県営住宅条例（次項において「新条例」という。）第10条第1項第1号又は第11条第3項の規定は、この条例の施行の日（次項及び附則第4項において「施行日」という。）以後に請書を提出する者又は新条例第11条第1項の規定による承認を受ける者に適用する。
- 3 施行日前に提出された県営住宅入居承継承認願のうち、新条例第11条第1項の規定による承認に係るものについては、新条例第11条第3項の規定により提出された県営住宅入居承継承認願とみなす。
- 4 施行日前にこの条例による改正前の島根県営住宅条例第10条第1項第1号の規定により提出された請書又は同条例第11条第1項の規定により承認された県営住宅入居承継承認願に係る連帯保証人の保証債務については、なお従前の例による。

県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 24 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第 27 号

県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正
する条例

(県立学校の職員定数条例の一部改正)

第 1 条 県立学校の職員定数条例（昭和31年島根県条例第35号）の一部を次のよ
うに改正する。

第 2 条中「1,568人」を「1,578人」に、「996人」を「1,017人」に改める。

(市町村立学校の教職員定数条例の一部改正)

第 2 条 市町村立学校の教職員定数条例（昭和31年島根県条例第37号）の一部を
次のように改正する。

第 2 条中「5,016人」を「5,033人」に、「355人」を「354人」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 24 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第 28 号

教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和 46 年島根県条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「昭和 46 年法律第 77 号」の次に「。第 6 条において「特別措置法」という。」を加え、「及び第 6 条」を「、第 6 条及び第 7 条」に改める。

第 6 条中「この」の次に「条例に定めるもののほか、この」を加え、同条を第 7 条とし、第 5 条の次に次の 1 条を加える。

（教育職員の業務の量の適切な管理等）

第 6 条 教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、特別措置法第 7 条第 1 項に規定する指針に基づき、教育職員のサービスを監督する教育委員会の定めるところにより行うものとする。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

警察に関する手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 24 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第 29 号

警察に関する手数料条例の一部を改正する条例

警察に関する手数料条例（平成12年島根県条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の16の項中「第 7 条第 4 項」を「第 7 条第 5 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

島根県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 24 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第 30 号

島根県議会委員会条例の一部を改正する条例

島根県議会委員会条例（昭和34年島根県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第 2 条 第 1 号 中 「、 広 報 部」 を 削 り、 同 条 第 3 号 中 「 農 水 商 工 委 員 会」 を 「 農 林 水 産 商 工 委 員 会」 に 改 め る。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。